

平成23年度

科学研究費補助金公募要領

(新学術領域研究・特定領域研究・特別研究促進費)

平成22年9月1日

文部科学省

はじめに

本公募要領は、平成23年度科学研究費補助金「新学術領域研究・特定領域研究・特別研究促進費」の公募内容や応募に必要な手続き等を記載したものであり、

- I 科学研究費補助金の概要
- II 公募の内容
- III 応募される方へ
- IV 既に採択されている方へ
- V 研究機関の方へ

により構成しています。

このうち、「II 公募の内容」においては、公募する研究種目に関する対象、応募総額及び研究期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「III 応募される方へ」、「IV 既に採択されている方へ」及び「V 研究機関の方へ」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続き」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

なお、平成23年度における主な変更点は次のとおりです。

<平成23年度における主な変更点>

①応募資格を変更しました。(21頁、42頁参照)

教育を受けるとともに研究を指導される立場にある「学生」については、科研費に応募することができません。このため、平成23年度公募から、学生については、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与されている場合であっても、応募することはできません。

ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職についている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する者については、ここでいう「学生」には含まれません。

また、既に研究代表者として研究を実施している場合に限り、平成23年度以降も当該研究課題を実施することができます。なお、既に研究分担者又は連携研究者として参画している場合には、当該研究課題の交付申請時に研究組織から外れる必要があります。

②科研費被雇用者（科研費により雇用されている者）の取扱いを明確にしました。

(21頁～22頁、39頁、42頁参照)

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の科研費の業務（以下「雇用元の業務」という。）に専念する必要があります。このため、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費に応募することは認められませんので、平成23年度公募において、その取扱いを明確にしました。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費に応募することが可能です。この場合、研究代表者として応募することができるほか、研究分担者及び連携研究者等になることもできます。

また、継続研究課題も同様に、次の点が研究機関において確認されていれば、自ら科研費の研究を実施することができます。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること

③研究成果報告書を提出しない場合の取扱いを明記しました。(3頁参照)

研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、補助金を交付しません。また、当該研究者が交付を受けていた補助金の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあるほか、当該研究者が所属していた研究機関について、その名称等の情報を公表する場合があります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている研究者が、研究成果報告書を理由なく提出しない場合には、当該研究者の提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなりますので、研究機関の代表者の責任において、研究成果報告書を必ず提出してください。

④研究代表者の交替の取扱いを変更しました。(39頁、43頁参照)

研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中に退職等により応募資格を喪失し、責任を果たせなくなることが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めています。

こうしたことから、平成23年度からは、既に採択されている研究課題についても、研究代表者を交替することは認めないこととします。

⑤「国民との科学・技術対話」の推進について記載しました。(6頁参照)

先般、『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員）が取りまとめられ公表されましたので、その内容を記載しました。

⑥「系・分野・分科・細目表」を一部変更しました。(84頁～101頁参照)

科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会において審議した結果、以下のとおり変更しました。

- 1) 分野「総合領域」
 - ・分科「博物館学」、細目「博物館学」を追加しました。
- 2) 分野「複合新領域」
 - ・分科「生物分子科学」に細目「ケミカルバイオロジー」を追加しました。
- 3) 分野「医歯薬学」
 - ・分科「境界医学」に細目「疼痛学」を追加しました。

⑦「新学術領域研究（研究課題提案型）」の新規募集を停止しました。

目 次

I	科学研究費補助金の概要	1
1	科学研究費補助金の目的・性格	1
2	研究種目	1
3	文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	2
4	科研費に関するルール	2
5	「競争的資金の適正な執行に関する指針」	4
	(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除	4
	(2) 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応	4
6	「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）	6
II	公募の内容	7
1	公募する研究種目	7
2	応募から交付までのスケジュール	7
	(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと	7
	(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）	8
3	各研究種目の内容	9
	①新学術領域研究（研究領域提案型）	9
	(1)新規の研究領域	9
	(2)継続の研究領域	10
	(3)重複制限の取扱い等	10
	別表1 新学術領域研究（研究領域提案型）のうち「計画研究」に係る研究課題の 応募書類を提出する時期に当たる研究領域一覧	12
	別表2 新学術領域研究（研究領域提案型）のうち「公募研究」に係る研究課題の 応募書類を提出する時期に当たる研究領域一覧	13
	②特定領域研究	16
	(1)新規の研究領域	16
	(2)継続の研究領域	16
	(3)平成22年度に設定期間が終了する研究領域	16
	(4)重複制限の取扱い	16
	別表3 特定領域研究のうち「計画研究」に係る研究課題の応募書類を提出する時期 に当たる研究領域一覧	18
	別表4 特定領域研究のうち「公募研究」に係る研究課題の応募書類を提出する時期 に当たる研究領域一覧	18
	別表5 特定領域研究のうち平成22年度に設定期間が終了する研究領域一覧	19
	③特別研究促進費	20
	突発的に発生した災害などに関する緊急研究	20
III	応募される方へ	21
1	応募の前に行っていただくべきこと	21
	(1) 応募資格の確認	21
	(2) 研究者情報のe-Radへの登録の確認	22
	(3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得	22
2	重複制限の確認	23
	(1) 重複制限の設定に当たっての基本的考え方	23
	(2) 重複応募・受給の制限	23
	(3) 受給制限のルール	25
	(4) その他の留意点	26
	別表6 「新学術領域研究（研究領域提案型）」に関する重複制限一覧表	27
	別表7 「新学術領域研究（研究課題提案型）」に関する重複制限一覧表	29
	別表8 「特定領域研究」に関する重複制限一覧表	31
	別表9 日本学術振興会が公募する研究種目に関する重複制限一覧表	33

3	応募書類の作成・応募方法等	34
(1)	応募の手続きに当たって留意していただくべきこと	34
(i)	「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「新規の研究領域」に応募する場合	34
	応募時に行うべきこと	34
	ヒアリング対象領域選定後に行うべきこと	35
	応募等の時期	36
(ii)	「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「継続の研究領域」及び「特定領域研究」に応募する場合	37
	電子申請システムを利用した応募	37
	研究計画調書の作成	37
(2)	応募書類の作成に当たって留意していただくべきこと	38
	①公募の対象とならない研究計画	38
	②研究組織	38
	③経費	40
	④その他留意していただくべきこと	41
IV	既に採択されている方へ	42
1	学生が研究組織に加わっている継続研究課題の取り扱い	42
2	科研費被雇用者が研究組織に加わっている継続研究課題の取り扱い	42
3	研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている継続研究課題の取り扱い	42
4	継続研究課題における研究代表者の交替について	43
V	研究機関の方へ	44
1	「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと	44
(1)	「研究機関」としての要件と指定・変更の手続き	44
(2)	所属する研究者の応募資格の確認	44
(3)	研究者情報の e-Rad への登録	45
(4)	研究機関に所属している研究者についての ID・パスワードの確認	46
(5)	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況についての報告	46
(6)	研究成果報告書の提出について	47
(7)	公募要領の内容の周知	47
2	応募書類の提出に当たって確認していただくべきこと	47
(1)	応募資格の確認	47
(2)	研究者情報の e-Rad への登録の確認	47
(3)	研究代表者への確認	48
(4)	研究分担者承諾書の確認	48
(5)	応募書類の確認	48
3	応募書類の提出等	48
(1)	「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「新規の研究領域」に応募する場合	48
	応募時に行うべきこと	49
	ヒアリング対象領域選定後に行うべきこと	49
	電子申請手続の概要	50
(2)	「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「継続の研究領域」及び「特定領域研究」に応募する場合	52
	電子申請手続の概要	52
別表 10	「新学術領域研究（研究領域提案型）」の研究概要	53
別表 11	「特定領域研究」の研究概要	82
別表 12	系・分野・分科・細目表	84
1	平成 23 年度科学研究費補助金系・分野・分科・細目表	84
2	「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧	86

(参考1) 審査等	102
1 審査	102
2 審査の方法・着目点等	102
3 審査結果の通知	102
(参考2) 科学研究費補助金取扱規程	103
(参考3) 平成22年度科学研究費補助金の交付状況等	110
1 平成22年度科学研究費補助金の交付状況	110
2 予算額等の推移	112
問い合わせ先	113

<別冊>

平成23年度科学研究費補助金公募要領（新学術領域研究・特定領域研究・特別研究促進費）
（応募書類の様式・記入要領）

1 新学術領域研究（研究領域提案型）

（1）新規の研究領域

①領域計画書

- < 「領域計画書」応募情報（Web入力項目）（画面イメージ） >
応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）（領域計画書）
- < 「領域計画書」応募内容ファイル（添付ファイル項目） >
様式S-1-18 領域計画書

②計画研究の研究計画調書

- < 「研究計画調書」応募情報（Web入力項目）（画面イメージ） >
応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）（研究計画調書（新規の研究領域））
- < 「研究計画調書」応募内容ファイル（添付ファイル項目） >
様式S-1-19 研究計画調書（計画研究（新規））

（2）継続の研究領域

研究計画調書

- < 「研究計画調書」応募情報（Web入力項目）（画面イメージ） >
応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）（研究計画調書（継続の研究領域））
- < 「研究計画調書」応募内容ファイル（添付ファイル項目） >
様式S-1-20 研究計画調書（計画研究（継続））
様式S-1-21 研究計画調書（公募研究（新規））

2 特定領域研究

研究計画調書

- < 「研究計画調書」応募情報（Web入力項目）（画面イメージ） >
応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）
- < 「領域計画書」応募内容ファイル（添付ファイル項目） >
様式S-1-3 研究計画調書（計画研究（継続）、終了研究領域）
様式S-1-4 研究計画調書（公募研究（新規））
様式S-1-5 研究計画調書（計画研究（新規））

3 共通

研究分担者承諾書

- 様式C-1-1 研究分担者承諾書（他機関用）
- 様式C-1-2 研究分担者承諾書（同一機関用）